

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 26 年 10 月 1 日 14 - 制度 - 00074 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付（保証債務）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 26 年 10 月 1 日 14 - 制度 - 00074</p>	
<p><b>第 1 条 ～ 第 2 条</b>（略）</p>	<p><b>第 1 条 ～ 第 2 条</b>（略）</p>	
<p><b>第 3 条</b> 日本貿易保険は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 ～ 二（略）</p> <p>三 保証債務に係る主たる債務者の債務の履行遅滞（第 1 号イからりまでの事由又は主たる債務者についての<u>破産手続開始</u>の決定によるものを除く。）が生じたことによって保証債務を履行したことに取得した求償権に基づき取得し得べき金額が求償権の取得の日から 3 月を経過する日までの期間にわたり回収できないこと（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	<p><b>第 3 条</b> 日本貿易保険は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 ～ 二（略）</p> <p>三 保証債務に係る主たる債務者の債務の履行遅滞（第 1 号イからりまでの事由又は主たる債務者についての<u>破産手続</u>の決定によるものを除く。）が生じたことによって保証債務を履行したことに取得した求償権に基づき取得し得べき金額が求償権の取得の日から 3 月を経過する日までの期間にわたり回収できないこと（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p>	
<p><b>第 4 条 ～ 第 6 条</b>（略）</p>	<p><b>第 4 条 ～ 第 6 条</b>（略）</p>	
<p>（保険金不払、保険金返還）</p> <p><b>第 7 条</b> 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>四 <u>被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に</u></p>	<p>（保険金不払、保険金返還）</p> <p><b>第 7 条</b> 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p>	

新	旧	備考
<p><u>対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u> (保険契約の解除)</p> <p><b>第8条</b> 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項、及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者又は輸出者等が、保証債務の負担、主たる債務者による借入金等の取得又は輸出契約等に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>四 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、保証債務に係る保証契約（以下「保証契約」という。）について被保険者と協調して保証債務の負担を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第</p>	<p>(保険契約の解除)</p> <p><b>第8条</b> 日本貿易保険は、第18条第1項、第19条第2項、第3項、及び第9項並びに第21条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者又は輸出者等が、保証債務の負担、主たる債務者による借入金等の取得又は輸出契約等に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、保証債務に係る保証契約（以下「保証契約」という。）について被保険者と協調して保証債務の負担を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第</p>	

新	旧	備考
<p>3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由のいずれかに該当する事由、主たる債務者についての破産手続開始の決定又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	<p>3条第1号イからリまでのいずれかに該当する事由のいずれかに該当する事由、主たる債務者についての破産手続開始の決定又は保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	
<p>第9条 ～ 第36条 （略）</p>	<p>第9条 ～ 第36条 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		